

第9回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年9月18日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和元年9月18日（水）午後0時14分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 9番 原田 素代君
11番 松田 勲君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
8番 治徳 義明君
- 7 説明のために出席した者
市長 友實 武則君 副市長 前田 正之君
副市長 川島 明昌君 市民生活部長 作本 直美君
保健福祉部長 入矢五和夫君 赤坂支所長兼市民生活課長 土井 常男君
熊山支所長兼市民生活課長 矢部 恭英君 吉井支所長兼市民生活課長 是松 誠君
市民課長兼協働推進課長 稲生真由美君 環境課長 大塚 暢毅君
社会福祉課長 原田 光治君 子育て支援課長 馬場 弘祥君
健康増進課長 石原万輝子君 介護保険課長 谷名菜穂子君
- 8 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主査 細川 伸也君
- 9 審査又は調査事件について
 - 1) 議第38号 赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第15号）
 - 2) 議第41号 赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第18号）
 - 3) 議第42号 赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第19号）
 - 4) 議第43号 柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約の変更について
 - 5) 議第44号 令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）
 - 6) 議第45号 令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 7) 議第46号 令和元年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 8) 議第47号 令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

9) 議第48号 令和元年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算(第1号)

10) 請願第3号 「心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障害者を加えることを求める」意見書の提出を求める請願書

11) その他

- ・事業の進捗状況について
- ・その他

10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第9回厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、皆さん大変お忙しい中、第9回の厚生常任委員会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

挨拶をということですが、1件、御報告をさせていただきます。

9月13日に、千葉県君津市ほかへ赤磐市から台風15号被害に対する支援を行いました。保健師1名を総社市の職員それからAMD Aと連携をして派遣をし、昨日無事に帰庁しました。けさ帰庁報告を受けたところでございます。やはり、今回の災害は長期にわたる停電ということから、特に要支援の高齢の方、こういった方々が自宅で出かけることもできず暑い中で体力を消耗しているところに臨戸訪問をするなどして支援をしたということで、けさ報告をいただきました。職員にとっても貴重な経験になった、そして何よりも被災地で困ってる人への助けになったということが報告にございました。このことについて厚生常任委員会の委員の皆様にも御報告をさせていただきたいと思っております。

そして、本日の委員会の御審議いただく内容でございますが、9月定例市議会に上程させていただいております議案、数件ありますが、多くの議案があります。何とぞ慎重に御審議いただき、適切なる御決定をいただければと思っております。なお、その他の案件として、今年度の事業の進捗状況等についても御報告をさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第38号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第15号）から請願第3号「心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障害者を加えることを求める」意見書の提出を求める請願書までの10件でございます。

それでは、議第38号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第15号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらの案件につきましては、本会議で御説明をさせていた

だいたとおりでございます。補足説明はございませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 1つだけ聞きたいんですけど、第5条ですね、これは旧氏っていうのが入ってるんですが、これが入ったということはどういう理由でこれを入れてるんでしょうか。現行から改正後に第5条の第1項に「又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」ということで、殊さら旧氏っていうのが入ってるんですが、これを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 今までは現状の氏しか使えなかったんですけど、この旧氏を使えることによりまして、名前が変わった際にいろいろ手続をしなくても前の氏のまま生活できるようにという改正がありましたので、印鑑登録のほうも同じように改正したものでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） この旧氏、これが真ん中にいろいろ入ってるんでちょっとややこしいんですけど、「又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」というのが印鑑登録をすることができないんですよ。国から恐らくこれはおりてきてるんですけど、その旧氏を入れるということは旧氏でも使って印鑑登録ができるということをこれはあらわしてるんですか。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） そうです。旧氏で印鑑登録ができるようになったということになります。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 国からおりてきたわけですね。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 住民基本台帳法の施行令が変わりましたので、それによりまして旧氏が使えるようになりました。それによりまして、印鑑登録につきまして

も旧氏で登録ができるようになったというものです。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ということは、印鑑登録に関しては夫婦別姓でもできるということになってるわけですか。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） そういうことになります。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第41号赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第18号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第41号につきましては、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足説明はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） これは前回の閉会中の委員会でも話があったんで大体わかるんですけど、初めて聞かれる方もおられるんでもう1回簡単に説明していただきたいのと、それと15ページの第3条の中に家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）とあるんですけど、この特例保育所型事業所内保育事業者っていうのは具体的にどういったことか教えていただけますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の要約説明をさせていただきます。

改正の主な内容になりますが、ゼロ歳から2歳児を預かる家庭的保育事業者等は、基準として小学校入学までの保育が継続的に提供できるよう、認可保育園、幼稚園、認定こども園といった連携施設をその受け皿として確保しなければならないとされております。しかし、現実に

はこの要件を満たすことが厳しい状況にあります。その緩和策として、確保が困難な場合は連携施設を確保しないことができるという経過措置を延長すること、それからその場合でも一定規模の企業主導型保育施設や地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を受け皿として確保すること、それから居宅以外で保育を行っている場合、自園調理という原則の適用の猶予期間を5年から10年に延長するというものです。

○委員長（光成良充君） もう1つ、特例保育所型事業所内保育事業者の説明をお願いします。

馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 事業所の内容ですけれども、3歳から5歳の就学前児童を受け入れる施設です。

以上です。

○委員長（光成良充君） わかりましたか。

○委員（松田 勲君） 具体的に……。

○副委員長（原田素代君） 施設の説明を求めているんです。

○委員長（光成良充君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時16分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 先ほどの特例保育所型事業所内保育事業者でございますけれども、保育型の事業所内の保育事業、事業所内で保育をしている事業所の施設のうち、通常だったらゼロから2歳とかなんですけれども、3歳以上の児童を受け入れているような施設、そういう意味でございます。そちらについて卒園後の受け皿が不要と認められる施設は連携確保をしないことができると、そういう内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

福木委員。

○委員（福木京子君） その第45条の次の第1項なんですけど、特例保育所型何やらという、その前、これは市長が適当と認めるものというようなことが入ってるんですけど、これについてはとにかく連携施設を確保しないことができるんですから、結局保育所が不足でこういうふうな緩やかな条例をつくって保育をしてもらおうというような国の政策のもとにこういう

ことができていると思うんですが、やはり保育所ですから責任を持ったところがきちっと指導をできるようにはしとかなないといけないと思う、何かあったとき。その前に市長が適当と認めるものというふうな文言が入っているので、そのあたりはちゃんと指導ができるのかどうか、そこのところを確認をしておきたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 先ほどの市長が適当と認めるもの、具体的基準になりますけれども、その判断に当たっては、例えばその事業者等と連携施設の間でそれぞれの役割及び責任の所在が明確にされていること、次に連携施設の本来の業務に支障を生じないようにするための措置が講じられていることなどを判断基準と考えて判断をさせていただこうと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そういう説明なんです、もしこれがそういうことが守られてないというようなことがわかった場合には、やはりきちっと市のほうが指導ができるのかどうか、そのところを聞いてるんです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 施設の運営基準に当たっては、市のほうが認可、不認可につきましては判断しますので、不適当な事業内容があれば、認可をしていた事業者がそういった誤った内容の事業をしているということであれば、認可を取り消すなどの指導をさせていただこうと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第42号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第19号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） こちらにつきましても、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第43号柵原、吉井、英田火葬場施設組合理約の変更についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらの案件につきましても、本会議で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 済みません。改正の意味はわかるんですが、どういった背景で、何か不都合があったのかどうかも含めてこういうふうに規約改正されるという理由を簡単に説明願いたいと思います。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 松田委員の御質問にお答えします。

何か要因があったのかということでございます。具体的な要因等はございませんが、新旧対照表19ページを見ていただいたらわかると思います。現在は、管理者が事故があるときはあらかじめ管理者が定めた順序ということで、余り明確になっておりません。こちらを実態上、管理者が事故があるときは副管理者のうち就任期間が最も長い者というふうに、そういう客観的な事実、経験等をもとにその方を管理者の職務代理者とするということで、明確にするというような意味で今回の改正に至っております。

以上です。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 補足をさせていただきます。

具体的な事例があるかどうかというお尋ねですけれども、これは実は昨年之美咲町の町長が健康上の理由で入院とかで席を外れたと、その後町長を任期途中で辞任をされ、選挙になった

というときにこの組合の議会等を開催しないといけない、そのときの職務代理者を決めていく中で、美作市長それから赤磐市長である私とどちらが職務代理者になるかという議論の中で、規則、決まりがないということではいかなものかということ、実は私のほうから明確にルール化するべきだということで提案をさせていただいて、規約改正に至ったということでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 今の理由はよくわかりました。そういった事例があったということで改正されたというのはわかりますけど、これは余談にはなると思うんですけど、柵原、吉井、英田火葬場という、これはいまだにこの名前で行かれる、改正されるんだったらそこも変えたほうがよかったんじゃないかと思うんですけど、その辺は何で変わらないんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） お答えします。

そちらの名称変更につきましては、こちらのほうはいまだ議論というのはされておりません。組合のほうにもその話をさせていただいて、考えてはみたいとは思いますが、現在のところそのような予定はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第44号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

なお、説明は補正予算書及び説明資料のページ番号を言うてから行うようお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 今回の補正につきましては、昨年度の繰越金確定による精算等が主なものでございますが、1点、10月からの無償化に伴う補正がございます。そちらに

ついて補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の10ページをお願いします。

款3民生費、項1児童福祉費、目4児童福祉施設費、施設等利用給付費509万3,000円の内容にかかわる説明です。

資料になりますが、本日の厚生常任委員会資料の1枚はぐっていただいた1ページの資料をごらんください。

この資料は、認可外保育事業、一時預かり事業、病院保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する場合の無償化の手続の流れをあらわした資料になります。

資料にある一時預かり事業ですけれども、育児疲れの解消、急病、短時間勤務などの事情で保育所に入所していない児童を一時的に預かる事業です。これらの事業を利用するには、事前に保育が必要であるという認定の手続をしていただきます。していただかないと無償化の対象となりません。利用月の前日15日までに申請してもらいます。

括弧書きの認可保育所等に申し込みをした方で既に認定を受けている方というのは、申し込みをしてるけれども保育所等を利用していない方をあらわしています。

それから、資料の真ん中に四角で囲んでいる米印の注意書きがありますけれども、こちらは既に保育所及び認定こども園保育所部分を利用している方はこれらの事業を利用しても無償化の対象とならないということを説明しております。

それから、無償化には上限額があります。3歳以上、未満で上限額がそれぞれあります。3から5歳児までは、月額上限が3万7,000円までは無償です。それから、ゼロから2歳児までは、月額上限4万2,000円まで無償です。

認定を受けて利用した場合、資料の図のように3から7の流れの手続になります。

まず、1番のところ、認定申請書を提出して、2番、認定申請書を市へ提出して市から認定の通知を受けます。利用される方が利用施設に対して利用契約を結んで利用した場合、利用料の支払いを利用施設に行います。利用施設はそれに対して領収書等の発行を行います。その領収書等を受け取った利用者が施設等利用費の請求を市へ行って、市から施設等利用費の支払いを行うという流れになりますけれども、7番の施設等利用費の支払いが今回歳出補正額として計上している施設等利用給付費ということになります。

以上、簡単ですけれども、補足説明を終わります。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） あくまでも通常の保育所また認定こども園等を利用してきていない方の、先ほど申しました認可外保育所とか一時預かり事業とかファミリー・サポート・センター等の無償部分の説明でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 1回整理してちゃんと言われたほうがいいと思いますけど、要するに10月から保育料が3歳から5歳まで無償化になるわけでしょう。それ以外の方が申請しないと今回だめですよという話ですよ。3歳から5歳でしょ。ゼロ歳から2歳までは非課税の方だけです。だから、これはチラシにされるんかどうかわかんないけど、それがまずわからないと。

それ以外に、例えば一時預かりとかそういう場合は申請をしたら対象者は無償になりますよとかという話ですよ。あと3歳から5歳、月額3万7,000円までとなってる、現状で言ったら赤磐市内の保育料は幾らなのかよくわかんないんですけど、これを超えることがあるのかどうかも含めて簡単に説明してもらわないと僕らもよくわかんないんですけど。ゼロ歳から2歳まで月額4万2,000円までとなってるけど赤磐市内ではどうなのかっていうのは、その辺具体的に言っていたかないと聞かれても答えられないというか、その辺まとめてもうちょっと市民の方がわかるように。

○委員（岡崎達義君） 足して言ってよろしいか。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） これは、我々議員にこれを配つとるんですか、それとも一般市民の方に配るんですか。市民に配るんだったら、こんなものは全くわかりませんよ。何を配つとんじやって叱られますよ、こんなもん。我々も叱られますが。もう少しわかりやすく誰が見てもすばっとわかるように書いて配らないと。専門の人はこれを見たらわかると思いますけどね、専門の人以外はこんなんわかりやあしませんが。そうでしょう。我々でさえもわからんと言いながら質問しとんのに。

○委員（松田 勲君） 議員向けなんか市民向けなんかもあるし。

○副委員長（原田素代君） どっち向けでもおかしい。

○委員（福木京子君） いいですか、私も追加。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 多分この資料だけ出したのは議員はもう知った上でというふうな関係と、それからこの予算との関係だけで出されてるけど、これは新しい制度なんですから、複雑だから、やっぱりきちっと、保護者も議員も一緒ですよ、わかりやすい資料をまずは出して、そこで徹底して説明した上でいかないと、これはわからないですよ。

私は実は委員長にあれして現状の保育料の表を出していただくようにしたんですけど、やっぱり何か赤磐市ではどうなるんかと、この保育料が、というぐらい資料や何やかんや見ながら

でも説明をしていただかないとわかりにくいですよ、これは。

○副委員長（原田素代君） 追加。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） この米印は全てを台なしにしていますよね。要するに、無償化にするっていうんだけど、現在保育所、認定こども園を利用されてる方は無償化の対象にならないってここで全否定してるんですよ。一体何なんだろうと思うんですよ、このチラシが。物すごくよくわかってない方が書いてるとしか思えない。もう一度わかりやすくしていただかないと本当に困ります。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 大変申しわけございません。前回無償化の一般的な通常の認可保育園とかそっちの關係の説明はさせていただいて、今回は追加でそのほかの一時預かりとかサポート・センターとかの説明をというお話がこの前ございましたので、そちらの資料を説明させていただいたということでございます。

それで、ここの四角の囲みなんでもございますけれども、通常、保育所とか認定こども園のほうに入らねとる方は当然無償化になります。それで、そちらじゃなくて、この一時とかそういう特別な部分についての資料ということで、ちょっと書きぶりが悪かったかなと思いますけれども、全体に出すものではなくて、そういう一時預かり、通常の保育やこども園等に行けない方に向けての資料となります。それで、当然一般の方、使われる方にもこれを見ていただくんですけれども、それぞれの事業所、一時預かり事業をしたりファミリー・サポート・センター等の職員さんのほうにもしっかりその辺はこちらのほうでお話をさせていただいて、理解をいただいで、もしそういう方からお話があったらそういう説明をいただくようにしていきたいというふうに思っております。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

松田委員。

○副委員長（原田素代君） だめでしょう。

○委員（松田 勲君） 市民向けじゃあ話にならんなあ、こんなチラシじゃ。

○副委員長（原田素代君） これはむちゃくちゃだよ。

○委員（岡崎達義君） さっきの四角は……。

○副委員長（原田素代君） これはだから全否定してるの。

○委員長（光成良充君） これは、四角の中は今使ってる人はこのファミリー・サポート事業なんかを使うのは無償化にならないって意味でしょ。

○副委員長（原田素代君） 違うの、違う。

○委員長（光成良充君） じゃないですか。

○副委員長（原田素代君） これは、通常の保育所や認定こども園以外の人はこのサービスは受けられないという意味を書きたかったんだけど、そういうふうには読めない、ここは。

○委員長（光成良充君） 暫時休憩とりましょうか。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

ここで、11時まで休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時0分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、休憩前にありました3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、保育園運営事業の509万3,000円についての答弁がございましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 先ほどの補正の関係でチラシを配らせていただいておりますが、いろいろ御意見をいただきました。その中で、真ん中の四角囲み、こちらのほうがわかりにくいというような御意見が多く、こちらにつきましては配った方に対して訂正のお話をさせていただきます。配っているのは、先ほど確認いたしましたけれども、住民の方ではなく、それぞれの事業所さんのほうにお配りさせていただいて説明をさせていただいておりますので、そちらのほうに連絡をとらせていただいて、もう一遍説明のほうをさせていただく予定とさせていただきます。

今回の補正でございますけれども、通常の保育料以外の部分、こちらの認可外保育事業またファミリー・サポート事業等に対して、チラシの真ん中にごございますけれども、無償化については上限がございますということで、3歳から5歳児クラスの月額3.7万円までが無償、またゼロから2歳児クラスにつきましては住民税非課税世帯の子供たちを対象に月額4.2万円までを無償ということで、今の見込みを立たせていただいた金額で補正をさせていただいております。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 大体わかるんですが、それはもう現場のほうではちゃんとできるんでしょうか。そこを一応もう1回確認。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 数字もきちっと見込みを立てさせていただいておりました、現場のほうでは10月1日に向けて体制を整えているところでございます。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） それと、今回無償化に関して幼稚園の条例改正があるんですけど、無償化の、保育料の無償化の条例というのはいつかやったんですかね。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 保育園それから認定こども園の保育料等につきましては、赤磐市立保育所型認定こども園条例と赤磐市立保育所条例で保育料の記載があるんですけども、それぞれ保育料につきましては額は子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣の定める基準によると明記しておりますので、上位法の子ども・子育て支援法のほうが今回の無償化で変更になりますので、市の条例に関しましてはこの文言のままのとおりでございますので、改正はしていません。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 先ほど課長が申しましたとおりなんですけれども、保育料の額、こちらは条例のほうで国の子ども・子育て支援法、こちらの基準によるということで明記されております。その基準のほうが無償ということに決まりましたので、自動的にうちのほうも無償というような流れになってます。条例改正のほうは必要ないということになります。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そしたら、総務のほうではこの幼稚園の保育料の条例改正がされたんじゃないけど、こちらの厚生の保育のほうは条例をしなくってもいいわけか。どういうふうにそれを考えたらいいんですか。今のと一緒のことなんですけど。

○副委員長（原田素代君） 上位法に従うっていうのが保育料……。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） それは、他の自治体もこういう形になるんですか。そこだけ確認をしてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 他市の状況を全て確認したわけではないですけども、保育料を条例で定めてる市町村もあるのは聞いております。ただ、赤磐市では、保育所とそれから認定こども園の保育料につきましては子ども・子育て支援法の基準に基づくという形で明記させていただいておりますので、今回の条例改正はしてないということになります。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） もう1回確認なんですけど、保育園の延長保育とかあるじゃないですか、時間内に引き取りに来られんかって延長するとか、そういった場合は有償になるんですか、確認なんですけど。そういうのも無償になるんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 延長保育につきましては、実費で負担していただく形となります。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） あと、要望なんですけど、今回本会議にもちょっと出ましたけど、要するに無償化という部分で勘違いされる方とか、さっき言った延長は有償ですよとか、その辺がはっきりわからずに無償化無償化という形に、可能性があると思うんですね。そういう中で滞納者がふえてくることもあるんで、もうちょっとその辺を利用される方にわかりやすく、給食費もそうでしょうけど、わかりやすくそういったことをやる予定があるんでしょうか。もうちょっと具体的に現場のほうでちゃんと皆さんが理解できるように、そういった取り組みは予定があるんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 今回の無償化における住民の周知につきましては、いろいろ資料を作成し、まず各園等に配らせていただいております。それでもまだ不足の部分があると思いますので、その点につきましてはまた各園、公立、私立を通して文書を作成し、住民周知に努めたいと思いますし、またホームページ等にも載せて住民にわかりやすく案内するように心がけたいと考えております。

以上です。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 取り組みをされてるということなのですが、今回の資料もそうですけど、もう少しわかりやすい、本当にイラストを入れたりとかしてもうちょっとわかりやすい、誰が見てもわかるような資料をぜひつくっていただいて、説明に臨んでいただきたいと思います。要望です。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） ここの扶助費が509万3,000円ですよ。これの計算はどういうふうになりますか、何人分を見てどういうふうな根拠で出されとんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 今回の補正予算の施設等利用費の積算の根拠について説明させていただきます。

まず、1つ目として、先ほどチラシで説明させていただいた認可外保育事業それから一時預かり事業等、ファミリー・サポート・センター事業等、こういった事業の利用について月額の上限度額3万7,000円として、それで月額15件ぐらいを予想しまして、それに6カ月を掛けて計算しております。

それから、もう1つ、こども園等で預かり事業を行う場合のケースとして、こちらは幼稚園の預かり保育の月額1万1,300円を上限として、月に26件の予想で1万1,300円掛ける26件掛ける6カ月で計算をしています。先ほどの認可外保育園事業等の利用とこちらのこども園等での預かり事業の利用を想定しまして、積算しております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） この15件と26件というのは、大体今のこの現状を見たらこのぐらいになるだろうというそういう予測ができるわけですね。それで予算化されたということですね、確認ですが。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） こども園での預かり事業につきましては、今こども園を利用してる人数26人でマックスで計算をさせていただきました。それから、認可外等の事業につきましては、予測件数につきませんので、15件ということで計算させていただきました。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

他にございませんか。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 前回の資料の中の最後のところに、欄外に「就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用が無償化されます」という一文があるんですが、これは発達障害の証明書をお持ちになる方でないと、その認定を受けた子供たちに対して保育園側、幼稚園側がそういう説明をして、利用ができるようにサポートしてると思っているのですか。例えば、まだ3歳から5歳っていうと、大体就学前に検査を受けるので、検査を受けてないお子さんっていっぱいいらっしゃるんですよね。ちょっとおかしいなって思っても、検査を受けてないと当然対象にならないいんでしょうけど、この辺はグレーゾーンが多いなと思うんですけど、この辺は運用上はどういうふうな運用されるんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） こちらの発達支援の関係のサービス利用ですけども、現在サービスを受ける認定を受けてる方が対象でして、その引き続きで利用できるというものになっております。

○副委員長（原田素代君） 済みません。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） じゃあ、これは、保育の施設利用ではなくて、発達支援の利用料というのがあって、その利用料が無料になるという意味ですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） おっしゃるとおりでして、発達障害に関係の児童発達支援事業所ですとか居宅ですとか保育所等の訪問サービスがありますけれども、その利用料についても無料になると。ですから、保育所に通園して、それに加えてその発達障害の関係のサービスを受ける場合も、あわせて無料になるということになっております。

○副委員長（原田素代君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（光成良充君） 他にございますか。

○委員（松田 勲君） 済みません。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 生活保護費のシステム保守等委託料、これは生活保護法の改正による進学準備給付金のマイナンバー情報と書いてあるんですけど、これは具体的にどういうふうにされるためにシステム保守されるのか教えていただきたい。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） こちらの進学準備給付金という制度が始まりまして、その情報をマイナンバーによって連携するということに法改正がございましたので、マイナンバーによって他の自治体とその情報連携ができるようなシステム改修をするのが内容となっております。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 済みません。進学準備の交付金ですけど、生活保護の対象の方だと思うんですけど、具体的にどういった場合でしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 大学ですとか短大等のいわゆる進学する際に進学準備の給付金ということで、親と同居の場合でしたら10万円、大学進学時において別居になる方でしたら30万円ということで、一時的な給付金がなされるというものでございます。

以上です。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） だからつまり、そういった場合にマイナンバーをつなげていくためのシステムを今回改正するということですよ。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 今おっしゃるとおりでして、その情報をマイナンバーによって連携するためのシステム改修費でございます。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） マイナンバーにそんなに情報が次々載ってるんですね。生活保護という非常に物すごいプライベートな情報がマイナンバーに載ることなんじゃないでしょうか。もう1度、これは生活保護受給者全部、マイナンバーを持ってない生活保護受給者っているん

じゃないかと思うんですけど。

○委員（松田 勲君） マイナンバーじゃけ皆持つとる。カードは持ってないけど。

○委員長（光成良充君） 番号はみんな。

○副委員長（原田素代君） 番号は持ってたって使わなきゃ意味がないじゃん。

○委員（福木京子君） マイナンバーカードを持って……。

○副委員長（原田素代君） だって、カードを持ってなかったら意味ないよね。

○委員長（光成良充君） 答弁いきましようか。答弁。

○副委員長（原田素代君） じゃあ答弁。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 実際の情報のやりとりに関してはどこまで行ってるかとなりますけども、このマイナンバーの連携できることを全国一律にやるように法改正がありましたので、今回はその法改正に合わせたシステム改修ということになっております。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） すごく怖いと思うんだけど、だから例えばその人がカードを持っていたら、そのカードが何らかの形で拾われたりしたら情報を読み取れば。

○委員（松田 勲君） マイナンバーは番号だけ。

○副委員長（原田素代君） いや、だけど、マイナンバーを普及するためのカードを今みんなに。

○委員（松田 勲君） これはカードじゃない。

○委員長（光成良充君） その説明をしていただけますか。

○副委員長（原田素代君） どういうシステムになってるか、カードとは別だという意味がわからない。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） マイナンバーにつきましては、全国民に割り振りされてる番号があるんですけども。

○副委員長（原田素代君） あるらしいですね。

○社会福祉課長（原田光治君） 法律に基づきまして、各行政間同士の情報連携ということで、その法律にのっとって、市民のサービス利用の便宜を図るために、自治体間でマイナンバー制度を利用して情報のやりとりをやることで、次の迅速なサービスにつなげたりサービスを受けるための書類の添付不要だったりということを現在国を挙げて推進しておりますので、そ

の一連の中でのこの生活保護のサービスの中で、今回の新しい進学準備給付金という制度についての情報をマイナンバーを經由してほかの自治体と連携して、複数受給することがないというような、そういったことのやりとりに使えるということになっております。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 私の理解からすると、要するに行政側の都合の便利のよさでマイナンバーに全ての情報を突っ込むわけですよ。だけど、利用者には何の利便もないわけですよ、自分が生活保護を受けてるっていう情報すら隠すこともできないわけですから、行政の中では。だから、マイナンバーっていうのは、要するに利便性って、住民の利便性とおっしゃったけど、利便性はカードを持ってて、例えばコンビニでいろんな手続きができるっていうのが利便性。だけど、国が全てそういう個人の情報を一手に集中してること自身がこのマイナンバーの集約ってことなんで、よろしいんですか。趣旨じゃなくて目的を確認してる、マイナンバーの。

○委員長（光成良充君） 答弁できますか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） マイナンバーはひもづけで全てのその情報を集約するという意味ではありませんで、その法律がありますんで……。

○副委員長（原田素代君） だから生活保護は入ってるっていうことですね。

○社会福祉課長（原田光治君） それに基づいて決まりの上でひもづけできる情報をやりとりすることによって、行政側から言いましたら行政事務の円滑化を図るとか……。

○副委員長（原田素代君） 何か言いにくそうに言うのがよくわからないんだけど、要するに全ての情報が入っちゃったわけですよ、マイナンバーにね。

○委員（岡崎達義君） 違う。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 今議論されているのは、マイナンバー、今の生活保護のほうは、要は私たち皆に振られているマイナンバーを直接的に見に行くのではなく、ある中間サーバーとかそういうところに連携をさせることで必要な情報だけを必要な行政に使っていく。今委員がおっしゃっているのは、マイナンバーカードにそのようなものが全て入ってきているのではないかということですが、マイナンバーカードはそのものには、ICチップには何らそういう情報は入っておりません。個人のマイナンバーの番号だけが行き来して、それが……。

○副委員長（原田素代君） 番号だけじゃないですよ、生年月日とか。

○市民生活部長（作本直美君） もちろん。ですから、氏名、生年月日、住所、性別の4項目が基本項目として入っておりますが、そのほかの個人の税収入ですとか資産の情報とか家族構

成、そういうものは一切何もついておりませんで、これをひもつきさせて……。

○副委員長（原田素代君） そうですね。

○市民生活部長（作本直美君） ひもつきさせて、行政が必要なところ、他の自治体とかそういうところで連携をとりながら効率よく行政を進める、それから利用者の方にとっては申請をしなくてもある程度のことは、今まで税証明をつけていたとか住民票をつけていたとかというようなことをそれぞれされなくてもそういうことが徐々にできると。

○副委員長（原田素代君） カードがあればね。

○市民生活部長（作本直美君） カードをお持ちでなくても連携はできますよ。そこは今もう皆さん最初に通知カードを与えられて、御自分のマイナンバーの個人番号は持ち得てるわけですから。

○副委員長（原田素代君） そちらがね。

○市民生活部長（作本直美君） いや、御自分も通知カード。

○副委員長（原田素代君） だから、あっても自覚がなければ使わないと思って……。

○委員長（光成良充君） 質問をちゃんとして。

○副委員長（原田素代君） だから、わかりました。要するに、そちらが全部データを一元化してるということがわかりました。だから、私たちは使わないデータでしょ。

○市民生活部長（作本直美君） 一元化はしておりません。ひもつきを……。

○副委員長（原田素代君） 私たちは使わないもんね。

○委員（松田 勲君） 使わなかったらいいが。

○副委員長（原田素代君） 違うよ、本質がわかってないんだよ。

○委員長（光成良充君） いいですか。

作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） データを一元化はしておりません。ただ単にそれぞれ持っているものをひもつけて使って利用していくということです。

○副委員長（原田素代君） わかりました。

○市民生活部長（作本直美君） マイナンバーカードをお持ちでなくても、そのところは、マイナンバーカードはまた個人としてさまざまな利用にそれを使っていただくと、利用していただけるということで皆様にお勧めはしておりますが、そこは切り離して考えていただいたほうがよろしいかと思えます。

○副委員長（原田素代君） かみ合っていないのがわかりました。

○委員長（光成良充君） いいですか。

他にございませんか。

○副委員長（原田素代君） 大変なことですよ、これは。

○委員長（光成良充君） ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 他に質疑ございませんので、これで質疑を終わります。

続いて、議第45号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 議第45号につきましても、本会議で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

続いて、議第46号令和元年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 議第46号につきましても、本会議で御説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第47号令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第47号につきましても、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

では続きまして、議第48号令和元年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第48号につきましても、補足説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（光成良充君） では、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

それでは、これからこの本会議に付託をされました議第38号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第15号）から議第48号令和元年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）までの9件について採決したいと思います。

まず、議第38号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第15号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第41号赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第18号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。したがって、議第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第42号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第19号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第43号柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約の変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第44号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第45号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第46号令和元年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第47号令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第48号令和元年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、請願の審査に入ります。

請願第3号「心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障害者を加えることを求める」意見書の提出を求める請願書を議題とし、審査をいたします。

本日紹介議員の治徳議員がおられます。この請願の審査の必要から紹介議員の説明を聞きた

と思いますが、これに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。よって、紹介議員から説明することに決定いたしました。

それでは、治徳議員に説明を求めます。

○委員外議員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） よろしく願います。

治徳議員。

○委員外議員（治徳義明君） 皆様、おはようございます。

厚生常任委員会の皆様におかれましては、今回、請願の説明の機会をいただきましてありがとうございます。

まず初めに、心より厚く御礼を申し上げます。大変にありがとうございます。

それでは、座らせていただいて御説明をさせていただきます。

○委員長（光成良充君） 願います。

○委員外議員（治徳義明君） それでは、「心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障害者を加えることを求める」請願につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

心身障害者医療費助成制度などで、身体障害者や知的障害者の方々は内科や外科などの医療機関にかかわったときの医療費の本人負担は1割ですが、しかし精神障害者の方々は精神科以外の外科、内科などは3割負担であります。障害者差別解消法の趣旨や障害者福祉の増進に資する観点、または公平性の観点からいけば、身体障害者、知的障害者、精神障害者の皆さんも当然同等の支援が必要であると考えます。ここに今回の請願の課題があります。

精神障害者の方々は、その特性から就労率が低く、障害年金で生計を立てている方も多くおり、経済的に厳しい状況にあります。また、サポートする家族も高齢化して、経済的な負担が多くなっているという家族会等からのお話もあります。将来の不安もあるんだろうと思います。

例えば、平均的な障害2級の精神障害者の方は、年間約77万円の障害年金などで暮らしております。そして、77万円の中から入院費や精神科以外の医療費を負担する状況にあり、本人とその家族にとっては苦しい生活が続いていると、こういうふうにお聞きします。また、精神障害者の治療には多くの薬が出され、投与されます。そのために、内臓疾患や歯がぼろぼろになるなどの副作用が多く出て、病院に行かなければならないケースも多くなっているのが現状であります。これが治療されている精神障害者の方々の特徴の一つだと考えます。そして、薬の副作用による疾病の治療や歯科治療また糖尿病などの生活習慣病の予防、重症化を防ぐための検査や治療を断念しているケースも多くあると、こういうふうにお聞きいたします。

そのような状況を鑑み、身体障害、知的障害、精神障害に共通した制度に改正をしている都

道府県は多くあります。先般、添付させていただいておりました資料のとおり、30を超える都道府県が条件は違いますが対策をとられております。しかし、残念ながら、岡山県はできておらず、障害者の福祉増進に資する観点からまた公平性の観点から、精神科以外の治療に対しても精神障害者医療助成をお願いしたいと岡山県に求める請願でございます。

以上、趣旨説明をさせていただきました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し質疑のある方は御発言願います。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） いただいた資料の、一番最後のページに請願や陳情の状況について出ておりますが、これは最新の情報だということによろしいんですか。

○委員長（光成良充君） 治徳議員。

○委員外議員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員外議員（治徳義明君） 最新の情報なんですけども、今、日々、都道府県によっては…。この間岡山県で同じような質問が生まれて、そのときには31都道府県というふうな答弁もあったみたいです。

○副委員長（原田素代君） 市のこと。

○委員外議員（治徳義明君） 市ですか。これにつきましても、一緒でございます。済みません。よろしく願いいたします。

○副委員長（原田素代君） わかりました。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

治徳議員、戻っていただいて結構です。

ありがとうございました。

○委員外議員（治徳義明君） よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） それでは次に、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。

岡崎委員、よろしく願いします。

○委員（岡崎達義君） 昨年でしたか、家族会の方とお話する機会がありまして、いろいろお話しする中で、確かに家族の方の精神的な負担それから経済的な負担というのが重いということをお伺いしました。そうであれば、身体障害者、知的障害者、同じくこういう助成が受けられることが必要だろうと思います。ですから、私は心から賛成させていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続いて、福木委員、お願ひします。

○委員（福木京子君） 私も去年こういう家族の方と話し合いをして本当に大変な状況だと、よく本当にそういう家族会をつくられて自分たちで助け合い、やっぱり行政に働きかけをずっとされてきたと思うんです。それで、そのときから一日でも早く赤磐市でしてほしいなというふうには思っていました。岡山市が12月1日より実施するということを決定したということが、やっぱ赤磐市はやりやすくもなるし、それから中国圏で岡山県と広島が未実施というのは本当におくれてると思います。だから、一日も早く赤磐市でもできるように、これは県に要望する、そのほうがやりやすいですからね、これは大いに賛成をいたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 四、五年前になりますかね、やはり同じように精神のほうの請願をこちらの委員会で受けて、そのときには提出者の方にもいろいろ事情を教えてください、認識を深めてまいりました。やはり障害者に対する差別解消法の問題もございますし、当然これは県としても取り組んでいただきたいことだと思っておりますので、賛成いたします。

○委員長（光成良充君） 松田委員、お願ひします。

○委員（松田 勲君） 私も、今までも身体障害者とかは早くいろいろ制度ができたりとかしている中で、やっぱり精神障害というのはおくれてるんですよ、いろんな制度の中で。やはり同じようにしっかり早くしてあげるべきだと思いますので、賛成いたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

大森委員、お願ひします。

○委員（大森進次君） 私もこういったことがやっとできたかなっていうふうに感じております。該当された方とお話をしたときも、早くしてほしいと非常なことを言われてましたので、ぜひとも進めていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから請願の採決を行います。

請願第3号「心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障害者を加えることを求める」意見書の提出を求める請願について、採択することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

請願第3号は採択することに決定しましたので、当委員会として定例会最終日に議員発議で意見書を提出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、提出者は委員長の私とさせていただきます。

では、以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

その他で委員または執行部のほうから何かございましたら発言をお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、本年度の事業の進捗状況ということで、協働推進課、環境課から担当のほうで御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 資料1ページをお開きください。

協働推進課から若者のまちづくり推進事業について説明します。

目的としましては、まちづくりについて意見を発表する場が少ない若者を対象に意見を聞き、地域の活性化につなげていくものです。今年度の事業の委託先は、特定非営利活動法人だっぴさんをお願いしております。今年度の事業内容につきましては、魅力あるまちづくりを図るため、赤磐市のまちづくりにかかわる団体と出会い、自分たちで課題研究、企画立案を行う

ことができるようワークショップ、研修会、勉強会の開催、また本年度実施の市民活動実践モデル事業へのサポートをお願いしております。参加者は、18歳から35歳、在住、在勤、在学者30人程度を予定しております。

現在の進捗状況としましては、8月4日に若者交流会を桜が丘いきいき交流センターで開催し、18名の参加がありました。吉備中央町や津山市加茂町で活躍されている方を交えて、赤磐市でどんなことができるだろうかという話し合いを行いました。

2ページをごらんください。

委員の皆様には別途配付しておりますチラシにもありますように、9月28日にはあかいわカフェを熊山英国庭園で開催予定にしております。赤磐の魅力発見をテーマに、実際に桜が丘いきいき交流センターあたりでフリーマーケットを開催されている田上さんをゲストにトークセッション等を行う予定にしております。

今後の内容につきましては、現在調整中で、課題の研究や提案づくりなどを予定しております。お知り合いの方で対象の方がおられましたら、お声かけいただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

以上で協働推進課からの説明を終わります。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは引き続き、環境課から御説明をします。

同じ資料の3ページをお願いします。

山陽桜が丘清掃センター及び赤坂環境センター解体撤去工事についてでございます。

本工事につきましては、引き続き工事を進めておりますが、今月も各地区、中島、桜が丘西、多賀地区、それぞれの区長、町内会長さんを通じまして、工事の進捗状況及び9月の作業のスケジュールをお伝えいたしました。

②の事業スケジュールでございます。

まず、今年度の全体的な予定を桜が丘、赤坂のそれぞれ時期を横軸として表にお示しさせていただいております。現在は、表の真ん中あたり、9月の段階でございます。主としましては、ダイオキシン類の除染及び除染後の解体を施工中でございますが、工事施工前の事前調査において検出されましたアスベストの除去等の作業を並行して進めております。

以下、具体的には、資料の中段から下に先日各地区にお配りしたものの抜粋をお示しします。

桜が丘清掃センターでは、密閉養生完了の後、ダイオキシン類の除染作業、内装部材、建屋内の装備品の解体や外壁の下地材及びコーキングといたしまして目地材のアスベストの除去を行っております。

はぐっていただきまして、4ページをお願いいたします。

赤坂環境センターにつきましては、ダイオキシン類の除染作業、建屋外壁のアスベスト除去作業が完了しまして、除染後の機械設備の解体及び内装材の解体撤去を行い、下旬には煙突の耐火材の撤去を計画しております。

現在の工事の進捗率は、桜が丘が約30%、赤坂が35%となっております。今後も、適宜進捗状況等を御報告させていただきながら、引き続き適正かつ安全第一に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)といたしまして、あかいわ eco まるしえ×消防フェス！の開催についてでございます。

一昨年度に赤磐市環境センターにおきまして、フリーマーケットなどを中心としたリサイクルフェア IN あかいわを実施いたしました。残念ながら昨年度は台風により中止となりましたが、今年度は消防署と同時開催としまして、また市民活動実践モデル事業として、バズれ！赤磐のたねと申します市民活動グループとの協働によりまして、11月10日の日曜日に開催を予定しております。概要にありますとおり、例年のフリーマーケットに加えまして、ことしはフードマルシェやワークショップ、環境学習DVDの上映なども計画しております。いわゆる3R意識をより高めるものにしたいと考えております。詳細につきましては、またチラシ等ができましたら御案内をさせていただきますが、委員の皆様におかれましてもお誘い合わせの上、御来場いただければと考えております。

環境課からは以上でございます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 保健福祉部からは、3点御報告があります。

1点目でございますけれども、デイサービスセンターほほえみについてでございます。

資料のほうはございません。

9月10日付で社会福祉協議会の会長から通知がございまして、内容は熊山保健福祉総合センターにおいて委託実施をしておりますデイサービスにつきまして、令和2年3月31日をもって終了し、山陽総合福祉センター及び赤坂春の家に整理統合するということが9月9日開催の社会福祉協議会の理事会のほうで承認されたというものでございます。介護報酬の引き下げや利用者の減少等を含め、現状の分析や経営改善の検討もされてはおりますが、全体的な傾向としましてもデイサービスの利用者減に歯どめがかからず、今後も改善が見込めないということから、デイサービス事業の整理統合という結論に至ったとのことでございます。このような中で、委託元の市としましては、社協の決定については基本的にはやむを得ないものというふうに受けとめております。なお、利用者の皆様に対しましては、御不便をかけないように責任を持って対応させていただきたいと思っております。

続きまして、もう1件、こちらも資料はないんですけれども、地域包括支援センターの委託

につきまして社会福祉協議会と協議を開始させていただいたので、報告いたします。

県内でも現在社会福祉協議会が運営する地域包括支援センターは8市町村ございまして、市と社協がより連携を強化し、さらなる地域包括ケアシステムの充実を目指すというものでございます。今後は、委託することで市との役割分担、業務効率、連携体制が強固にとれるよう体制整備を進めていきたいと考えており、実現は令和3年度をめどにスタートし、徐々に業務のほうを移行していくということを考えております。また、相談の受け付け等を行う拠点、こちらのほうは今と変わらないような場所ということで、こちらについても住民の皆さんに御不便をかけないようにより利用しやすい体制ということで検討していきますので、よろしく願いいたします。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 子育て支援課から、先般7月18日の厚生常任委員会で日程をお知らせした赤坂地域旧3保育園の解体工事前の開放日について説明します。

資料の2ページになります。

園舎お別れ見学会として開催した参加者数の結果を報告します。

石相保育園、開催日が7月28日の日曜日で、参加者は大人が56人、児童が33人、計89人でした。軽部保育園は、8月4日日曜日、参加者で大人は24人、児童が14人、計38人でした。それから、笹岡保育園は、8月11日の日曜日、参加者は大人が19人、児童が12人、合わせて31人でした。3カ所の合計で、大人が99人、児童が59人、合計158人の参加がありました。各日とも暑い中での開催でしたが、各園で赴任経験のある園長先生も数名参加していただき、園児や保護者と歓談したりアルバム等を見たりして懐かしんでもらいました。

参考に、今後のスケジュールですが、解体工事のスケジュールです。

今月上旬に設計委託が完了し、現在解体工事の発注準備をしているところです。11月には入札を実施したいと考えており、12月には工事を発注する予定で進めております。地元との説明会などについても、区長会に諮りながら今後の進め方を協議する予定です。

以上、報告を終わります。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

ほかはないですね。

委員の皆様からその他ございましたら。

福木委員。

○委員（福木京子君） 私は、保育所の無償化の問題はこれは予算のとはしたんですが、やはり赤磐市の保育料の中の副食費の問題とか、そういうことがどういうふうになるのか、資料を出していただくように一つお願いしとったんですが、保育料がどういうふうな実態になるか、そこでもう少し確認して説明を願いたいんと、物すごい事務的な作業が大変になるなとい

うふうな状況の中で、赤磐市としてどういうふうにしていくのか、どういう議論をされてるのか、そこをお聞きしたいんです。資料を出してください。

○委員長（光成良充君） 今福木委員のほうから保育料についての資料の提出を求められておりますが、委員の皆様にお諮りしたいんですが、この資料について委員会として取り扱いはよろしいでしょうか。

○副委員長（原田素代君） もちろん。

○委員長（光成良充君） よろしいでしょうか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 現在の保育料がどういうふうになってるか、所得について決まっていますよね。その中で、今回無償化で3から5歳が保育料だけは無償、それも360万円未満。それから、ゼロ歳から2歳は……。

○副委員長（原田素代君） ゼロから2歳が制限があるけど、3から5歳は全員。

○委員（福木京子君） 全員か、ごめんごめん、そこは違う。いずれにしても、2歳は非課税世帯の中、それから上限もあるんですが、岡山県としてもゼロから2歳の保育料のことは無料化、そういう制度もありますよね。だから、全体として赤磐の保育料がこういうふうな実態になってると、その中でどうなるんかということを確認をしたいからその資料がいただきたいと。

○委員長（光成良充君） 要は、今赤磐市の保育料は所得に対してどれくらいの保育料が要ってるかという資料を求められているわけです……。という資料を提示がありましたが、皆さんのほうでこれを承認いただければお配りをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、よろしく申し上げます。

○委員（岡崎達義君） 委員長、これについての質問はするのにか。

○委員（福木京子君） これは私が質問を

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 配らせていただきます。

○委員長（光成良充君） お願いします。

○副委員長（原田素代君） その他だからできるよ、何でも。

○委員長（光成良充君） 資料の説明は求めていいんでしょう。

配付が終わったようでございますので、資料について何かございましたら、執行部のほうからお話がありますか。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） お配りした平成31年度保育料一覧表、こちらですけれども、赤磐市の保育料につきましては生活保護世帯を第1階層としまして、16階層に分かれています。階層ですけれども、第1が生活保護、第2が市町村民税非課税世帯、第3が均等割のみの世帯、第4階層から第16階層までが所得割の額の範囲によって保育料が決まっているという表になります。

以上、簡単ですけれども一覧表の説明を終わります。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 質問するために資料を出ささせていただいてオーケーをとっていただいた。だから、この分で、これは赤磐市のなんですが、赤磐市は国の基準の何%に今なってるんですか、それがこの保育料になってると思うんですけど。私が心配するのは、結局保育料の中に副食費が含まれてたんですよね。今度はそういう副食費を払わないといけない人が出てくるわけですよ。その場合に、生活保護とそれから非課税世帯とかそういう限られた人は無償なんですけど、副食費も払わなくてもいいんですが、その境界線の人というんか、それ以上は今度は副食費を払わないといけない。その場合に結局副食費を払うために負担がふえる人があるんじゃないかと、これは全国的にもそういう不安もあったりする、そういう実態があるんですよ。だから、赤磐市はどうかと聞くんですけど、だから、そういう人が出てこないか。それから、やはり本当にこの事務作業が大変なんで、そのあたりは副食費を今後どうしていくかというふうなことも考えていただかないといけないと思うんですけど。岡山県下、全国的にも、そういうことで考えて副食費の無償化とか負担軽減とかを考えられてる自治体がふえてきてるんですけど、そのあたりのことをお聞きしたいと思うんですけど。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） まず、お尋ねがあった赤磐市の保育料が国の定めた保育料の何%かっていう御質問ですけれども、済みません、今手元に数字を持ってないので回答することができません。申しわけありません。

それから、無償化によって副食費は実費で負担していただく形になるんですけども、その副食費を10月以降負担しなくてはならなくなった利用者の方の人数についても、まだ数字を持ってません。申しわけありません。これも回答ができません。

それから、今後副食費等の実費の負担について軽減等を考えているかということでもありますけれども、他市町村の状況を見ながら、実施できるかどうかも含めて今後の参考意見とさせていただきますと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいですか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員長（光成良充君） この件について10月から始まりますよね。まだ資料等が執行部のほうが持ち合わせていないのと数字を把握できていないものがありますので、来月の委員会で実際始められてから、数字が把握ができるような状態になってからお話をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（福木京子君） わかりました。そしたら、確認だけ、もう2点ほどさせてください。それで、そのことは次回していただきたいと思います。

いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 国基準は何%ぐらいはやはり担当の職員は知っておられないと話になりません。それからあと、ゼロ歳から2歳はどうなっていましたかね、3歳未満だったか、その確認を、正確なのを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 御質問の内容ですけれども、ゼロ歳から2歳までの10月以降の無償化の対象者の内容ということでよろしいでしょうか。

○委員（福木京子君） はい。岡山県がそのゼロ歳から2歳に対しては3子以降は無料でしたかね。そういう制度もあるからどうなるのかなというところを。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 御質問のありましたゼロ歳から2歳で3子以降の子供に対しての無償化という県の制度ですけれども、こちらは引き続き県のほうも実施ということになっておりますので、赤磐市も同様にゼロ歳から2歳で3子以降の児童に対しても無償化を図ります。

以上です。

○委員長（光成良充君） いいですか。

○副委員長（原田素代君） ちょっと、じゃあ、1つ質問。今答えられるか。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） 給食費は、360万円未満の世帯でも、それが第3子でも、非課税世帯でも、全部実費だと理解していいんですね。今議論してるのは副食費ですよ。給食費は、生活保護はどうなんだろう……。まあとにかく非課税世帯でも実費だと理解していいんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 年収360万円未満の世帯につきましては、今まで保育料も無償だったんですけども、それに合わせて10月以降も副食費は無償となります。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） 給食費を聞いてんです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 給食費というのは主食費のことでしょうか。

○委員長（光成良充君） でしょ。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） 資料によると、給食費は全て実費だとなってるんです。だから、おっしゃる360万円未満とか第3子以降は副食費は無料になると書いてありますけど、給食費はそういう世帯でも有料、実費になると書いてあるんですが、それでよろしいんですかと聞いてるんです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 保育園、こども園における主食費、一般的にお米それからパンの……。

○副委員長（原田素代君） 給食費。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 給食費ではなくて、保育園、こども園に関しましては食材費は主食費と副食費という形で分けさせてもらってるんですけども。

○副委員長（原田素代君） それで、給食費は実費だと書いてありますが、赤磐市もそうなんですか。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 主食費それから副食費につきましては、実費です。ただ、年収360万円未満の世帯につきましては、副食費は無償化ということになります。主食費は実費負担をしていただきます。

○副委員長（原田素代君） そうなるんですね。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） はい。

○委員長（光成良充君） いいですか。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） では、ちょっとお時間をいただきまして、お手元のほうにこの第2次赤磐市総合計画見直し素案についてというのが配られていると思われまして。こちらの御説明を簡単にさせていただきたいと思っておりますので、お時間をお願いいたします。お手元資料には、こちらは右肩に別紙1、別紙2、別紙3、別紙4とそれぞれ書かれたものが配付されていると思っておりますので、お確かめください。

それでは、こちらの別紙1の資料1ページ、こちらで御説明をさせていただきます。

まず、第2次赤磐市総合計画の見直し素案についてでございます。

第2次赤磐市総合計画は、人口減少、少子・高齢化社会の到来を前提とした中で赤磐市がさらに発展していくために、平成27年に10年間の長期的な構想を策定しております。

そちらの1ページの下段の図をごらんください。

策定されました基本構想を実現していくための具体的な取り組みの方針を示す基本計画でございますが、社会経済情勢の変化に対応していくために5年間の計画と定めており、今年度がその5年目に当たることとなります。令和2年度から令和6年度の5年間の計画を設定するために、3ページに掲載をしておりますとおり、名簿を添付しておりますが、さまざまな分野の委員の皆様で構成いたしました赤磐市まちづくり審議会をことし7月に設置し、審議を行ってまいりました。

資料の2ページに戻っていただきまして、2、まちづくり審議会でのこれまでの審議経過でございますが、審議会を2回開催しており、前期基本計画で定めた目標指標の達成状況などを踏まえて、後期基本計画の策定に向けて御審議をいただき、このたび第2次赤磐市総合計画見直し素案ができていますところでございます。

第2次赤磐市総合計画見直し素案でございますが、多くの自治体では都市部への人口流出が進み、転出超過の状況の中で、赤磐市は転入者がふえているという状況が続いております。さらにその状況を発展させ、住民の暮らしをより豊かにしていくために、後期基本計画では賑わいを創出するような新たな拠点の整備を行い、地域内での経済循環をふやし、産業の活性化や世代間での交流の場をつくっていくとともに、子育て世代の方が赤磐市で暮らしたいと思っただけのような子育て支援策や教育環境のさらなる充実、地域の子供たち、若者が赤磐市への愛着を醸成するような教育活動や協働事業の充実というようなことを柱と考えております。

3番目の今後のスケジュールでございますが、第2次赤磐市総合計画見直し素案は今回9月の各常任委員会で御報告をさせていただいた後、9月20日の金曜日から10月4日金曜日までをパブリックコメントの期間として実施させていただく予定でございます。その後、寄せられま

した御意見を考慮の上、再度まちづくり審議会で御協議をいただき、答申をいただくこととなっております。11月の各常任委員会で案を御報告させていただき、最終的には12月の議会に上程をさせていただく予定でございます。ぜひこちらの素案に対する御意見をいただきたいと思いますと考えております。そのため、本日配付させていただいております第2次赤磐市総合計画見直し素案及び第2次赤磐市総合計画新旧対照表、資料4に新旧対照表をつけさせていただいております、こちらを改めてごらんいただきまして、御意見がございましたら別紙2に様式を設けておりますこちらのほうに御記入いただき、10月4日の金曜日までに総合政策部政策推進課のほうに御提出を願いたいと考えております。

以上、簡単でございますが、第2次赤磐市総合計画見直し素案についての御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、その他についてももうないようですので、以上をもちまして第9回厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、前田副市長のほうから御挨拶をいただきたいと思っております。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 本日は、大変お忙しい中、第9回の厚生常任委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございました。

議第38号を初めとする原案を慎重に審査していただきまして、御承認をいただきましたこと、ありがとうございます。また、その他では、最近の進捗状況ということで御説明のほうをさせていただきました。いただきました御意見を今後の事業の推進に役立てて、事業のほうをこれから推進していきたいと思っております。

本日は、大変お忙しい中、ありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それと1つ、皆さんに御連絡です。

視察についてということで今月末まで皆さんの御意見、行き先のほうをお願いしていたんですけれども、今月中にまたありましたら私のほうへ連絡をいただければと思います。特になければ正副委員長のほうで決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで第9回の厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時14分 閉会